

都市計画法に基づく「開発行為」及び「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱い要領・同実施基準」に関する  
給水装置工事の取扱いについて

(制定 昭和 57 年 12 月 24 日課長決)  
(最近改正 平成 28 年 1 月 8 日)

給水装置工事で、本市に帰属予定（帰属を条件とした物件）のものに使用する制水弁ボックス及び消火栓、消火栓ボックスに限っては、公設用を使用する。

附則

この規定は、昭和 58 年 3 月 1 日申込の給水装置工事から実施する。

附則

この規定は、平成 28 年 1 月 15 日申込の給水装置工事から実施する。

(参考図)

